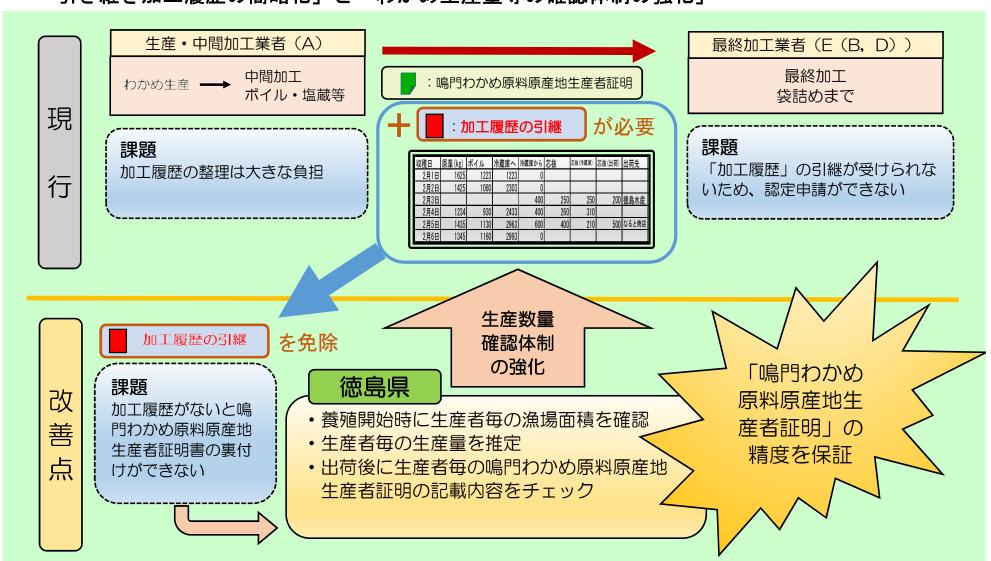
【参考】

「引き継ぎ加工履歴の簡略化」と「わかめ生産量等の確認体制の強化」



当証明書の番号	当証明書の発行日	
_ m_ // _ · · m_ /		

「鳴門わかめ」原料原産地生産者証明書

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の間に、〇〇に引き渡した次表のわかめは、その全量について私(下記生産者)が収穫した「鳴門わかめ」であることに間違いありません。

(生産者)

住所

氏名と印

私(上記生産者)が引き渡したわかめ

TAX TIBE TO THE INCOME.					
引渡重量(kg)	収穫または加工の期間				
	収穫期間				
	ボイル加工期間				
	加工期間				
0	_	_			
	引渡重量(kg)	引渡重量(kg) 収穫または加工 収穫期間 収穫期間 収穫期間 収穫期間 ボイル加工期間 ボイル加工期間 ボイル加工期間 ボイル加工期間 ボイル加工期間 ボイル加工期間			

当漁業協同組合は、次を証明します。

- (1) 上記生産者が、当漁業協同組合の組合員であること
- (2) 上記生産者が、当漁業協同組合が免許を受けた区画漁業権漁場内または共同漁業権漁場内で、わかめの養殖または採捕を行っていること
- (3) 上記生産者の申し立てる上表の引渡内容が正しいこと

当証明書の有効期間は、下記漁協確認日から1年間とします。 当証明書は、原本のみを有効とし、複写したものを無効とします。

当証明書の漁協確認日 平成年月日

(上記を確認する漁業協同組合) 所在地

名称

代表者名と印

「鳴門わかめ」とは、徳島県においては、鳴門水域で収穫されるわかめを原料の100%とするものをいいます。鳴門水域とは、徳島・香川県境から鳴門海峡にかけての播磨灘沿岸及び鳴門海峡から蒲生田岬にかけての紀伊水道沿岸を指します。

以上